

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

# 令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進します 「なりわい再建支援補助金」

倒壊した施設の建て替えをしたい  
壊れた施設・設備の修繕をしたい

## 【補助対象者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

## 【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

## 【補助上限】

### ・石川県内の事業者

⇒ 15億円、一部5億円まで定額補助※

### ・富山県・福井県・新潟県内の事業者

⇒ 3億円、一部1億円まで定額補助※

※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

## 【補助率】

### ・中小企業・小規模事業者

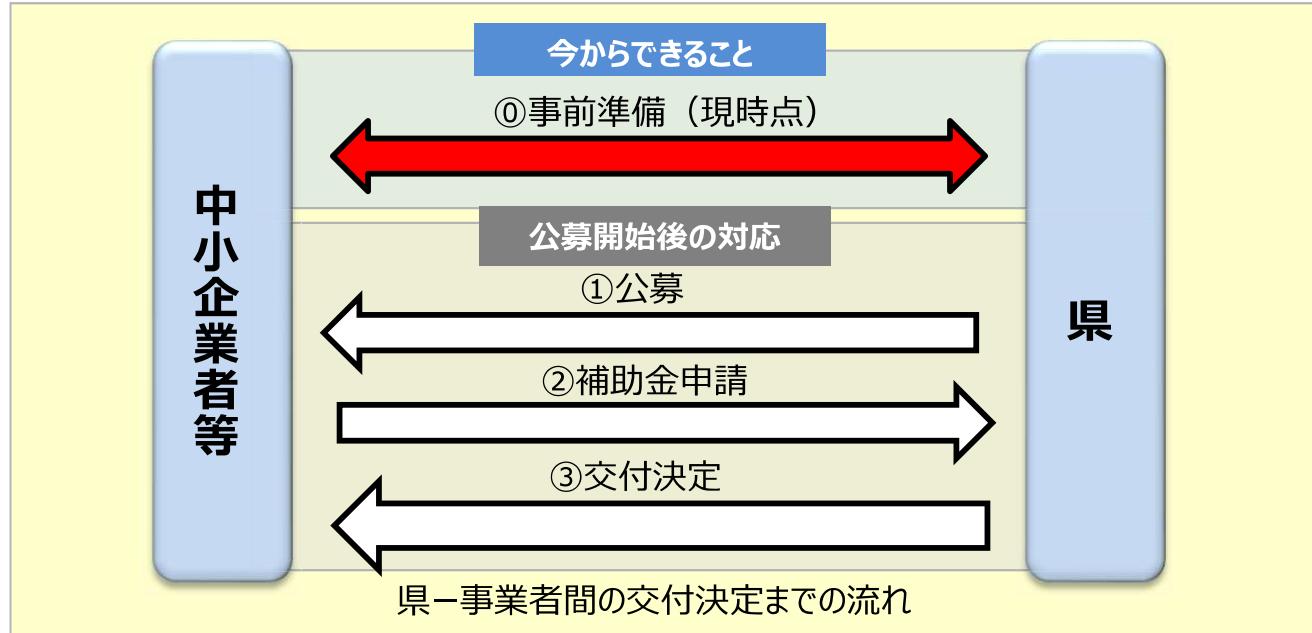
⇒ 3／4以内、一部定額補助

### ・中堅企業等

⇒ 1／2以内、一部定額補助

※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

# 【事前に準備いただきたい事項】



補助金の申請に備え、以下の書類等の保管・取得を推奨します  
(以下の書類があると補助金申請手続きが円滑に進みます)

## ＜公募開始前に復旧工事に着手される方＞

※原則として、被災施設等と同等の施設・設備の復旧（原状回復）が補助金の対象

復旧に要した見積書（原則相見積もり）

復旧が完了した方は、契約書、請求書、領収書の保管

## ＜補助金の活用を予定している全ての方＞

(1) 発災後の被害状況（施設・設備ごと）の写真の撮影・保管

(2) 罹災（被災）証明書の取得（事業所所在の市町村）

(3) 被災施設・設備の所有を証明できる書類等の保管

例）固定（償却）資産台帳（車両の場合、任意自動車保険証）

※上記書類がない場合でも、専門業者による証明等で代替可能となる場合があります